

令和 4 年度

倉敷市立倉敷支援学校高等部入学者選抜実施要項

令和 3 年 9 月

倉敷市教育委員会

令和4年度倉敷市立倉敷支援学校高等部入学者選抜実施要項

倉敷市教育委員会

令和4年度倉敷市立倉敷支援学校高等部の入学者選抜は、この要項の定めるところによる。

1 募 集

(1) 応募資格

倉敷市立倉敷支援学校高等部への入学を志願する者（以下「志願者」という。）は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の規定に該当する知的障害を主とする者であり、かつ、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- ア 特別支援学校の中学校部、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（以下「中学校部・中学校等」という。）を卒業又は修了（以下「卒業」という。）した者
- イ 令和4年3月に中学校部・中学校等を卒業する見込みの者
- ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の規定に該当する者

(2) 募集定員

普通科 35名

2 通学区域等

（1）倉敷市のうち次の小学校区（倉敷東、倉敷西、老松、万寿東、大高、葦高、倉敷南、中島、粒江、帯江、旭丘、連島北、天城、豊洲、茶屋町）及び、水島、児島地区の中学校区

（2）倉敷市立東陽中学校区については、倉敷市立倉敷支援学校又は岡山県立岡山南支援学校のいずれかを選択して出願できる。（県立岡山南支援学校との調整区域）

3 出 願

(1) 出願の条件・制限

- ア 身辺処理が自立し集団生活への参加が可能な者
- イ 自力で通学が可能な者
- ウ 志願者は、「2 通学区域等」に定める区域等に保護者とともに居住する者とする。
- エ 志願者は、他の県立特別支援学校高等部（岡山瀬戸高等支援学校、倉敷琴浦高等支援学校、倉敷まきび支援学校高等部本科普通科職業コース、誕生寺支援学校高等部本科普通科職業コースを除く。）に出願することはできない。

(2) 出願の期間

令和4年1月11日（火）から令和4年1月14日（金）までとし、受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

なお、郵送の場合は、令和4年1月13日（木）の午後5時までに到着したものに限る。その際、封筒表面に「出願関係書類在中」と朱書きし、簡易書留（必要に応じて速達にする。）にて提出することとする。受検票等の郵送による返却を希望する場合は、事前に倉敷市立倉敷支援学校と連絡を取り、返送方法（返信用封筒、返信用切手等）について打ち合わせる。

(3) 出願の手続

ア 志願者は、次の書類に所定の事項を記入し、在学又は出身中学校等の校長（以下「中学校・中学校等の校長」という。）を経由して出願の期間内に倉敷市立倉敷支援学校に提出する。

ただし、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の規定に該当する者は、志願者本人から提出することができる。

・入学願書（所定のもので、志願者、保護者が記入したもの） 1部

イ 中学校・中学校等の校長は、志願者が提出した入学願書の記載事項の確認を行い、次の書類を作成

して出願の期間内に倉敷市立倉敷支援学校に提出する。

・調査書（様式3号）

1部

（4）出願前教育相談

志願者は、出願に当たっては事前に倉敷市立倉敷支援学校の出願前教育相談を必ず受けること。

なお、原則として出願前教育相談は、令和3年11月22日（月）から令和3年12月23日（木）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）のうち、倉敷市立倉敷支援学校の指定する日時とする。申込みは、様式2号により倉敷市立倉敷支援学校へ令和3年11月1日（月）から令和3年11月5日（金）まで（ただし、祝日を除く。）に行うものとし、受付時間は、午前9時から午後5時までとする。郵送による場合は、令和3年11月5日（金）午後5時までに到着したものに限る。

（5）出願に関する所定の用紙の配付

出願前教育相談後、倉敷市立倉敷支援学校から該当する中学部・中学校等の校長へ配付する。

（6）受検票の交付

受検票は、入学願書受理後、倉敷市立倉敷支援学校から中学部・中学校等の校長を経由し、志願者に交付する。

（7）特別出願の手続

特別な理由により、県外を含む学区外から倉敷市立倉敷支援学校を志願する者は、出願に先立ってあらかじめ所管となる教育委員会を経て、学区外出願許可申請書（様式1号）を倉敷市教育委員会へ提出し、許可を受けなければならない。

ア 書類請求及び提出先

倉敷市教育委員会 指導課 特別支援教育推進室

〒710-8565 倉敷市西中新田640番地

イ 提出期間

令和3年11月29日（月）から令和4年1月7日（金）まで（ただし、令和3年12月28日から令和4年1月3日までの期間並びに土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間は午前9時から午後5時までとする。

なお、郵送による場合は、令和4年1月7日（金）午後5時までに到着したものに限る。

4 入学者選抜のための検査・面接

（1）実施期日及び場所

令和4年1月21日（金） 倉敷市立倉敷支援学校

（2）検査

午前9時30分から、諸検査（知的能力、作業能力）を実施する。

（3）面接

志願者には、面接を実施する。

5 入学者選抜における配慮事項及び検査・面接実施委員会

（1）配慮事項

諸検査及び面接を実施するに当たり、病気や障害等の事情により特別な配慮を必要とする志願者について、中学部・中学校等の校長は、事前に倉敷市立倉敷支援学校と十分相談すること。

なお、相談する場合は、中学部・中学校等の校長は、病気や障害等の状況や希望する特別な配慮等を記した、受検上の特別な配慮について（様式4号）を出願までに倉敷市立倉敷支援学校に提出すること。

（2）検査・面接実施委員会

ア 委員会は、高等部に設け、諸検査及び面接の実施管理に当たる。

イ 委員会には、委員長1名及び委員を置く。

ウ 委員長は倉敷市立倉敷支援学校長とし、委員は委員長が選任する者とする。

6 選 抜

(1) 選抜の方針

選抜に当たっては、調査書、諸検査及び面接の結果等を資料として、総合的に判断する。

(2) 選抜委員会

倉敷市立倉敷支援学校長を委員長とする選抜委員会を設け、入学者の選抜を行う。委員は倉敷市立倉敷支援学校の教職員の中から委員長が選任する者とする。

7 合格者の発表

令和4年2月10日(木)午前9時から午後5時までの間に、倉敷市立倉敷支援学校で発表する。

また、選抜の結果を中学部・中学校等の校長を通じて本人に通知するとともに、合格通知書を交付する。ただし、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条の規定に該当する者については、志願者本人に選抜の結果を通知するとともに、合格通知書を交付する。

8 追検査

(1) 受検資格

検査当日に、特別な配慮によっても対応できず、やむを得ず欠席した志願者のうち、次の各号のいずれかに該当し、追検査の受検を希望する者とする。

ア 学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)第18条において、学校において予防すべき感染症に指定されている疾病(ただし、同規則第18条第3号にある「その他の感染症」は除く。)の罹患者

イ 不慮の事故や急な入院等やむを得ない理由により検査を受検できなくなった者

ウ 令和4年1月7日(金)から令和4年1月20日(木)までの間において、新型コロナウイルス感染症を罹患又はその感染疑いがあり、令和4年1月21日(金)の検査・面接を欠席した者

新型コロナウイルス感染症への感染疑いとは、保健所から本人へ自宅等での待機要請があった場合のこととする。ただし、令和4年1月21日(金)の検査当日までに、本人が初期スクリーニング(自治体によるPCR検査及び検疫所における抗原定量検査)で陰性となった場合を除く。

(2) 受検の手続

ア 中学部・中学校等の校長は、追検査の受検希望があった場合は、ただちに倉敷市立倉敷支援学校長に電話で連絡するとともに、令和4年1月24日(月)午後3時までに追検査受検許可申請書(様式8号)に、受検できなかつた理由が正当であることを証明できる書類(医師の診断書等)を添えて、倉敷市立倉敷支援学校に提出する。

添付書類が期限までに準備できない場合は、追検査受検許可申請書を期限までに提出した上で、添付書類のみ令和4年1月25日(火)午後3時までに倉敷市立倉敷支援学校に提出する。

なお、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条の規定に該当する志願者は、追検査受検許可申請書(様式8号)及び受検できなかつた理由が正当であることを証明できる書類(医師の診断書等)を上記期日までに、倉敷市立倉敷支援学校長に志願者本人から提出する。

イ 倉敷市立倉敷支援学校長は、提出書類の内容を審査し、受検を許可したときは、追検査受検許可通知書(様式9号)を中学部・中学校等の校長を経由して、志願者に交付する。

なお、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条の規定に該当する志願者については、追検査受検許可通知書(様式9号)を倉敷市立倉敷支援学校長から直接志願者に交付する。

受検票は、先に交付したものを使用する。

(3) 検査・面接

ア 実施期日 令和4年2月2日(水)から令和4年2月4日(金)までのうち、倉敷市立倉敷支援学校の指定する期日

イ 実施場所 倉敷市立倉敷支援学校

ウ 日 程 倉敷市立倉敷支援学校の指定する時間

エ 検査・面接 倉敷市立倉敷支援学校長が定める内容で実施する。

9 検査の評価点等の個人情報の開示

倉敷市個人情報保護条例（平成12年倉敷市条例第6号）の第22条の規定に基づき、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 開示の請求ができる者

倉敷市立倉敷支援学校高等部を受検した者及び受検者の保護者

(2) 開示の対象となる個人情報の内容

諸検査（知的能力、作業能力）の評価点

(3) 開示を実施する期間

令和4年2月10日（木）から令和4年3月10日（木）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とし、受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(4) 開示を実施する場所

倉敷市立倉敷支援学校

(5) 確認のための必要書類

ア 受検者本人の場合は、受検票

イ 受検者の保護者の場合は、受検票及び受検者の保護者本人であることを確認するための書類（運転免許証、旅券等）

※ 写真が貼付されていない書類の場合は、複数の書類により確認する。（健康保険の被保険者証、国民年金手帳等）

(6) 倉敷市立倉敷支援学校長は、開示を行う期間の終了後、速やかに実施結果を開示実施状況報告書（様式6号）により倉敷市教育委員会指導課長あて提出する。

10 選抜についての報告

倉敷市立倉敷支援学校長は、選抜の結果を倉敷市立倉敷支援学校高等部入学者選抜合格者数報告書（様式5号）により、令和4年3月25日（金）までに倉敷市教育委員会指導課長あて報告する。

11 その他

(1) この要項に定めるもののほか、当該入学者選抜に係る必要な事項は、募集要項による。

(2) 倉敷市教育委員会教育長が必要と認めたときは、入学者選抜について調査する。

(3) 出願について不正の事実（応募資格、通学区域、調査書等）があるときは、入学許可後といえども入学を取り消す等の措置をとることがある。

(4) 選抜に関する表簿の保存期間は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第28条の規定により5年間である。

(5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により、実施要項の内容を変更する場合がある。

12 出願についての問い合わせ先

在学又は出身学校を通じて、倉敷市立倉敷支援学校に直接問い合わせること。

問い合わせ先：倉敷市立倉敷支援学校

〒710-0036

倉敷市粒浦388番地1

TEL (086) 425-4611

FAX (086) 427-4445

学区外出願許可申請書

令和 年 月 日

倉敷市教育委員会教育長 殿

ふりがな
志願者氏名

保護者署名

下記のとおり、倉敷市立倉敷支援学校高等部 普通科 に出願したいので、

事情審査の上、許可されますよう申請します。

記

志願者	生年月日	平成年月日	性別	
	現住所			
	入学後の住所（予定）			
保護者	現住所			
	入学後の住所（予定）			
出身（最終）学校名		卒業・卒業見込み		
特別な理由				

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

学校長氏名

公印

令和4年度高等部入学者選抜

出願希望者出願前教育相談申込書

令和 年 月 日

倉敷市立倉敷支援学校長 殿

ふ り が な
志 願 者 氏 名

保 護 者 氏 名

出身又は在學校名

次のとおり、出願前教育相談を申し込みますのでよろしくお願ひします。

出願前教育相談 希望日時	第1希望 月 日 (曜日) 午前・午後
※ 第3希望まで記入 ※ 午前・午後に○印	第2希望 月 日 (曜日) 午前・午後
	第3希望 月 日 (曜日) 午前・午後

※ 希望日時を参考に調整し、相談日時を連絡します。

※ 必ずしも希望通りにならない場合もあります。

様式3号

調査書

氏名	(ふりがな)			入学	平成 年 月 日 入学・転入学			※受検番号
					卒業	平成・令和 年 月 日 卒業・卒業見込		
平成 年 月 日 生 性別				卒業後の動向				
特別支援学級在籍の有無		有()	無					

1 健康の状況

視力	右 () 左 ()	聴力	右 () 左 ()	療育手帳	有 [A, B ()] · 無
その他の 疾病等					
備考					

2 出欠の記録

学年	欠席日数	欠席の主な理由
1		
2		
3		

3 諸検査の記録

実施日	検査名	結果	検査機関

4 学習の記録

国語	特記事項
社会	
数学	
理科	
音楽	
美術	
保健体育	
技術・家庭 (職業・家庭)	
外国語(英語)	
総合的な学習 の時間	
自立活動	
特別活動の 記録	

5 行動・性格等及び参考となる事項

行動・性格等	
参考となる事項	
作成年月日	令和 年 月 日
記入者氏名印	印
作成責任者 氏名印	学校長 公印

調査書（様式3号）作成上の注意

- 1 倉敷市立倉敷支援学校に提出する調査書は、倉敷支援学校ホームページまたは、市教委『校支援』のライブドアからダウンロードしたものを基に作成し、プリンタから出力したもののが複写したものでもよい。
- 2 ※欄は、記入しないこと。
- 3 各欄の記入は、次のとおりとする。
 - (1) 「特別支援学級在籍の有無」欄については、「有・無」のどちらかに○印を付ける。「()」には、知的、情緒、その他のいずれかを記入する。特別支援学校中学部在籍の場合は、何も記入しない。
 - (2) 「卒業後の動向」欄については、欄に斜線を引く。（既卒生徒については、中学校又は特別支援学校中学部卒業後の動向を具体的に記入する。）
 - (3) 「健康の状況」
 - ア 療育手帳の欄には「有・無」のどちらかに○印をつける。手帳のBについては、軽度と中度があり、（軽）または（中）のいずれかを記入する。
 - イ 「その他の疾病等」欄については、知的障害以外の診断名（自閉症スペクトラム等）や疾病等、該当するものがあれば、できるだけ具体的に記入する。
 - ウ 「備考」欄については、学校生活で健康上配慮したこと記入する。身体障害者手帳を所有する場合は、種類や等級、番号を記入する。
 - (4) 「出欠の記録」
 - ア 第1学年、第2学年については、指導要録に記入してある出席日数、欠席日数を転記し、第3学年については、令和3年12月末現在で記入する。
 - イ 「欠席の主な理由」欄には、各学年で欠席日数15日以上又は連続して6日以上の場合は、必ずその主な理由を記入する。ただし、出席停止、忌引き等の日数は、欠席日数に含めない。
 - (5) 「諸検査の記録」欄については、知能検査の結果の最近のものを記入すること。検査の実施機関も記入すること。
 - (6) 「学習の記録」
 - ア 現在の各教科等の学習の状況を記入する。記入に当たっては、特別支援学校学習指導要領に示す知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科等の内容を踏まえて具体的に記入する。教育課程上実施していない教科がある場合は、「記載事項なし」と記入する。
 - イ 「特記事項」欄については、各教科、総合的な学習の時間の学習について総合的に見た長所を具体的に記入する。なお、特別に記入を要する事項（例えば、病気、けが等により評価に著しく変動のあった場合）があれば、その状況についても記入する。
 - ウ 「総合的な学習の時間」欄については、この時間に行った学習活動を記入し、生徒の学習状況における顕著な事項や生徒にどのような力が身に付いたなどを記入する。
 - (7) 「特別活動の記録」欄については、指導要録に記入してある「特別活動の記録」を参考に記入する。
 - (8) 「行動・性格等及び参考となる事項」
 - ア 「行動・性格等」欄については、基本的生活習慣、身辺処理、自傷行為、その他の性格や行動及び生活面の特徴を記入する。
 - イ 「参考となる事項」欄には、部活動の所属部名及び主な活動状況、校外における活動状況（ボランティア活動、文化・スポーツ活動、趣味、興味・関心等）など生徒の成長の状況を記入する。
また、現在学校で行っている合理的配慮があれば記入する。

様式4号

第
令和 年 月 日
号

倉敷市立倉敷支援学校長 殿

校長

氏名

公印

受検上の特別な配慮について

次の志願者が貴校の入学者選抜を受検するに当たり、特別な配慮をお願いします。

記

1 志願者氏名

2 希望する特別な配慮の内容

樣式 5 號

倉敷市立倉敷支援学校高等部入学者選抜合格者数報告書

殿長課導指員委員會教育市倉

学校名 倉敷市立倉敷支援学校 校長氏名

令和年月日

第
令和 年 月
号 日

倉敷市教育委員会 指導課長 殿

倉敷市立倉敷支援学校長

開示実施状況報告書

このことについて、次のとおり、実施したので報告します。

倉敷市個人情報保護条例にかかるわらず開示した内容	倉敷市立倉敷支援学校の高等部入学者選抜に係る諸検査の評価点
開示実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
開示件数	件
受検者数	人
備考	

様式 7 号

合格者通知書等受領委任状兼受領書

令和 年 月 日

倉敷市立倉敷支援学校長 殿

中学校長 氏名

公印

合格通知書等の受領を下記の者に委任します。

記

受領者 職・氏名

受領書

令和 年 月 日

倉敷市立倉敷支援学校長 殿

受領者 職・氏名

印

合格通知書等を受領いたしました。

様式 8 号

追検査受検許可申請書

令和 4 年 月 日

倉敷市立倉敷支援学校長 殿

受検番号 _____

ふりがな

志願者氏名 _____

保護者署名 _____

貴校の学力検査等を次の理由で欠席しましたので、関係書類を添付の上、追検査の受検を申請します。

・欠席理由

※

上記のとおり相違ないと認めます。

令和 年 月 日

倉敷市立

学校長

氏 名

公印

なお、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 95 条の規定に該当する志願者は、追検査受検許可申請書を倉敷市立倉敷支援学校長に、志願者本人から直接提出するため、※欄の記入は不要である。

追検査受検許可通知書

令和4年 月 日

学校長 殿

倉敷市立倉敷支援学校長

氏名

公印

下記の者に、追検査の受検を許可します。

受検番号 _____

志願者氏名 _____

追検査受検許可通知書（志願者用）

受検番号 _____

志願者氏名 _____

在学又は
出身学校名 _____

上記の者の、追検査の受検を許可します。

倉敷市立倉敷支援学校長

氏名

公印

